

令和 7 年度助成事業追加募集の概要

1. 森林整備技能者雇用支援事業

(事業の内容)

森林整備技能者の育成確保を目指し、社会保険や退職金共済等の事業主負担分を助成する。

(対象事業体)

県内に住所を有し、自ら常時雇用労働者を使用し、森林施業を行っている者で以下の条件に全て該当する者。

- (1) 森林整備班として現場で造林、保育の森林整備事業に専属的に従事する者であること。
- (2) 森林経営計画を自ら申請運用し、適切に管理のできる事業体であること。
- (3) 事業の実施状況及び予算・決算等の財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる事業体であること。

(対象となる現場技能者)

対象の林業事業体で雇用される現場技能者であって、次の要件をすべて満たす者

- (1) 森林整備班として現場で造林、保育の森林整備事業に専属的に従事する者であること。
- (2) 通年雇用であること。(雇用期間に定めがないこと)
- (3) 健康保険、厚生年金、中退共等に参加していること。
- (4) 助成期間を同じくして国が実施する「緑の雇用」事業から同様の助成金を受けていないこと。
- (5) 年度内において退職した者は助成対象外とする。

(助成率) 1/4 以内

(助成額上限) 1 名あたり 108,000 円/年 (基準額 540,000/年)

助成事業の交付申請書に添付するもの

- ・直近の決算書及び事業計画書
 - ・森林整備班として専属的に従事する事が確認できる書類
 - ・助成対象者の健康保険、厚生年金、中退共等への加入の確認書類
 - ・役員名簿
 - ・定款 (※新規の事業体のみ)
- (各助成事業で共通するものは、1 部のみで可)

実績報告時に添付するもの

- ・森林経営計画認定書の写し